

## 第4章 MEGUROスマートスクール・アクションプランの体系と具体的施策

### 1 プランの体系

目標1 ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現による新しい時代に必要となる資質・能力の向上		
基本方針	具体的施策	頁
1 情報活用能力の育成	① 発達段階に応じたICTを活用した学習の推進	21
	② デジタル教科書・教材の充実	22
	③ 情報モラル教育の推進	23
	④ 体系化されたプログラミング教育の実施	25
	⑤ 情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施	26
	⑥ 先端技術の効果的な学習への活用	27
2 支援を要する児童・生徒へのICTを活用した学びの充実	⑦ 特別支援教育等へのICT活用の推進	28
	⑧ 学校へ通うことが困難な児童・生徒への学びの保障	29
目標2 教員のICT活用指導力の向上		
基本方針	具体的施策	頁
3 ICTを活用した指導力の向上	⑨ 教員向け研修の拡充	30
	⑩ 教科指導におけるICT活用の推進	31
4 学校サポート体制の充実	⑪ 学校サポート体制の充実	33
目標3 校務の情報化の推進による教育活動の質の改善		
基本方針	具体的施策	頁
5 校務事務の情報化の推進	⑫ 教材データの共有化	34
	⑬ 学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進	35
	⑭ 学校徴収金管理システムの導入	36
6 働き方改革の推進	⑮ 教職員出退勤管理システムによる教職員の勤務時間の実態把握	37
	⑯ 幼稚園・こども園におけるICTを活用した園務改善	38
	⑰ 多様な働き方への対応	39
	⑱ 会議・研修等のオンライン化の推進	40

## 目標4

### 安全安心にいつでも使えるICT環境の整備

基本方針	具体的施策	頁
7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備	⑱ 児童・生徒1人1台情報端末の更新等	41
	⑳ 学校のICT環境整備の推進	42
	㉑ 通信ネットワークの最適化	43
	㉒ 効果的・効率的なICT環境の整備	44
	㉓ 学習系・校務系システムの最適化	45
8 情報セキュリティの向上	㉔ 情報セキュリティ対策の実施	46

## 2 具体的施策

本プランにかかげる4つの目標、8つの基本方針を実現するため、24の具体的施策に取り組めます。

凡例)

基本方針4 学校サポート体制の充実	上段:基本方針												
具体的施策11 学校サポート体制の充実	下段:具体的施策												
【現状及び取組の必要性】	区の現状及び課題												
<p>文部科学省は、学校におけるICT活用を推進するためには、教員の業務負担が増加しないよう外部専門スタッフの活用も含めた対応を講じる必要があるとしています。</p> <p>-中略-</p>													
【目指すべき姿】	具体的施策ごとの目標												
<p>システム保守事業者・ICT支援人材、ヘルプデスク等を一体的となった運用体制を整え学校のサポート体制を充実させ、教員の負担を軽減します。</p>													
【実施内容】	具体的な実施内容												
<p>■学校サポート体制の充実</p> <p>学校におけるICT活用を推進していくためには、システム保守事業者・ICT支援人材、ヘルプデスク等を一体的となった運用体制を整えていきます。</p> <p>-中略-</p>													
	実施スケジュール												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>令和4 (2022)年度</th> <th>令和5 (2023)年度</th> <th>令和6 (2024)年度</th> <th>令和7 (2025)年度</th> <th>令和8 (2026)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>■学校サポート体制の充実</p> <p>全小・中学校・教育指導課、学校ICT課</p> </td> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	<p>■学校サポート体制の充実</p> <p>全小・中学校・教育指導課、学校ICT課</p>						
実施内容	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度								
<p>■学校サポート体制の充実</p> <p>全小・中学校・教育指導課、学校ICT課</p>													
【担当所管課】○教育指導課、学校ICT課	○印がメイン担当												

基本方針 1 情報活用能力の育成
具体的施策 1 発達段階に応じた ICT を活用した学習の推進

**【現状及び取組の必要性】**

令和3（2021）年2月から、児童・生徒に対して1人1台の情報端末が貸与され、区では、各学校において、1日に最低1回は情報端末を活用した学習を進めるよう指導しています。

発達段階に応じた児童・生徒の情報活用能力を計画的に育成するため、教育委員会と学校が指導におけるICT活用のビジョンを共有し、区共通の情報活用能力の系統的な指導計画\*に基づいた指導・育成を行う必要があります。

また、今後ICTを活用した教育を推進していくためには、保護者や地域の方々の理解や協力が不可欠なことから、授業公開等を通じて、情報共有を図ります。

**【目指すべき姿】**

全ての児童・生徒が情報端末を文具のように使いこなし、発達段階に応じた情報活用能力を身に付けられるよう取組を進めます。

**【実施内容】**

■「めぐろ情報活用スキル ステップアップシート」の周知・活用

ICT活用推進委員会及びブロック連絡会\*において、令和3年度に策定した「情報活用スキル ステップアップシート」の各校への周知・活用を進めます。

■効果的な指導実践事例の定期的な情報発信

ICT活用推進委員会や各教科専門部会\*において、ICTを活用した指導方法等の研究を行い、各教科指導における効果的な指導実践事例集を、定期的に情報発信していきます。

■授業公開等を通じた保護者や地域との情報共有

授業公開等の機会を設定し、ICTを活用した授業や学びについて、保護者や地域の方々の理解・協力情報の発信やコミュニケーションを促進します。また、学校ホームページや学校だよりを活用して積極的に学校情報を発信・共有します。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■めぐろ情報活用スキル ステップアップシートの周知・活用	全小・中学校	周知・活用				
■効果的な指導実践事例の定期的な情報発信	全小・中学校	定期的に情報発信				
■授業公開等を通じた保護者や地域との情報共有	全小・中学校	授業公開等を通じた情報発信・共有				

【担当所管課】○教育指導課

基本方針1 情報活用能力の育成
具体的施策2 デジタル教科書・教材の充実

**【現状及び取組の必要性】**

児童・生徒1人1台の情報端末の整備に合わせて、デジタル教科書・教材などの良質なデジタルコンテンツを活用し、ICTを効果的に学習活動に生かすことが必要です。

現在、指導者用デジタル教科書については、各教科において活用している状況ですが、学習者用デジタル教科書は、文部科学省が令和6（2024）年度からの本格導入に向けてデジタル教科書の効果や影響等について検証を行う実証研究事業を実施しており目黒区も参加しています。

加えて、区で児童・生徒1人1台に貸与されている情報端末は、学習に効果的なアプリケーション\*を利用することができるため、各教科や児童・生徒一人ひとりの学習に合わせる等、必要なアプリケーションを導入していく必要があります。

また、協働学習の場面では情報端末や電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子ども同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となります。

デジタル教科書・教材は、これまで紙で提供されてきた教科書や教材がデジタル化され、大型提示装置や児童・生徒1人1台の情報端末等で活用できるようになり、動画やオンラインによる遠隔教育等のデジタルならではの多様な表現により、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現が可能となることから、デジタル教科書・教材などの良質なデジタルコンテンツを選定し、積極的に導入を進めていきます。

**【目指すべき姿】**

児童・生徒の情報活用能力を育成するため、良質なデジタル教科書・教材の導入・活用を進めます。

**【実施内容】**

■デジタル教科書の充実（学習者用）

文部科学省の学習者用デジタル教科書の効果・影響等の実証研究の成果を踏まえ、学習者用デジタル教科書を充実させます。

■良質なデジタルコンテンツ・アプリケーションの充実

各教科部会や学校等の意見を踏まえ、学习上必要となる良質なデジタルコンテンツ・アプリケーションを充実させます。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■デジタル教科書の充実 (学習者用)	教育指 導課		検証・導入検討	小学校導入(令和6年度)・活用 中学校導入(令和7年度)・活用		
■良質なデジタルコンテンツ・ア プリケーションの充実	全小・ 中学校	検証・検討・順次導入				

【担当所管課】○教育指導課

## 基本方針1 情報活用能力の育成

### 具体的施策3 情報モラル教育の推進

#### 【現状及び取組の必要性】

スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）\*が子どもたちにも急速に普及する中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするために、学校における情報モラル教育は極めて重要です。

さらに、児童・生徒に1人1台に情報端末が貸与され、「いつでも」「どこでも」「だれとでも」学習で活用できる環境を踏まえ、発達段階に応じた知識や態度の育成のため、情報モラル教育の充実が喫緊の課題となっています。

また、第3期教育振興基本計画においては、情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒が主体的に情報機器を適切に利用できる取組を促進することが求められています。

#### 【目指すべき姿】

児童・生徒一人ひとりが、情報社会の中で、必要な知識を獲得し、正しい判断や態度をもって行動できるよう学校・保護者・地域の共通した理解・連携の下で情報モラル教育を推進していきます。

#### 【実施内容】

##### ■情報モラル研修の実施

毎年度、情報モラルについてeラーニング悉皆研修を実施します。

##### ■情報モラル教育の実施

「目黒区立小・中学校 情報モラル教育モデルカリキュラム」に基づき、引き続き、道徳科や各教科の指導を通して、情報端末を使用する際のルールやインターネット活用の留意点等、発達段階に応じた情報モラル教育を実施します。

##### ■情報端末使用に係る健康面への指導

「目黒区立学校 学習用情報端末「iPad」使用ルール」に基づき、児童・生徒1人1台の情報端末の利用について、正しい姿勢や20分毎に目を休ませる等、健康面への配慮について指導します。

##### ■情報端末等の使用に関する指針の活用

「目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に関する指針」に基づき、学校と家庭が連携し、児童・生徒が情報端末等を適切に使用できるように指導します。

##### ■保護者等への理解促進

各学校において、実施される授業参観や保護者会等の場や学校ホームページ等を活用し、保護者・地域へ学校の情報モラル教育の取組を紹介するなど理解促進に努めます。

実施内容		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
		(2022)年度	(2023)年度	(2024)年度	(2025)年度	(2026)年度
■情報モラル研修の実施	全小・ 中学校	実施				
■情報モラル教育の実施	全小・ 中学校	実施				
■情報端末使用に係る健康面への指導	全小・ 中学校	実施				
■情報端末等の使用に関する指針の活用	全小・ 中学校	実施				
■保護者等への理解促進	全小・ 中学校	適切な情報提供による理解促進				

【担当所管課】○教育指導課

図表11 目黒区立学校 学習用情報端末「iPad」使用ルール

めぐろくりつがっこう がくしゅうようじょうほうたんまつ アイパッド しょう  
**目黒区立学校 学習用情報端末「iPad」使用ルール**

<p>① 家に持ち帰った時は、充電しましょう。(充電が足りないと使いたい時に使えません。)</p> 	<p>② 自分のiPadを自分で使しましょう。(人に貸さない、使わせない。)</p> 	<p>③ iPadの上に重いものはのせないようにしましょう。(重みで壊れてしまいます。)</p> 	<p>④ iPadを持っているときは、歩こう。(走ると落として壊れてしまいます。)</p> 
<p>⑤ iPadは、安全な場所に置きましょう。(床や地面に置くと、ふまれたりして危険です。)</p> 	<p>⑥ iPadは、水場には持って行かないようにしましょう。(水にぬれると壊れてしまいます。)</p> 	<p>⑦ iPadは、太陽の光が当たるところや温度の高い場所に置かないようにしましょう。(光や高温で壊れてしまいます。)</p> 	<p>⑧ iPadの画面をペンや鉛筆でふれたり、落書きしたりしないようにしましょう。(画面が壊れて見えなくなってしまいます。)</p> 
<p>⑨ iPadに磁石を近づけないようにしましょう。(機械がおかしくなって壊れてしまいます。)</p> 	<p>⑩ 壊れたり、なくなったりしたら、すぐに、先生に相談しましょう。(相談が遅くなると修理などができなくなったりします。)</p> 	<p>⑪ パスコードを何度もまちがえて、使えなくなったら先生にすぐに相談しましょう。(6けたのパスコードは早く覚えよう。)</p> 	<p>⑫ 学校で、使わない時は、充電保管庫で充電しておきましょう。(充電が足りないと使いたい時に使えません。)</p> 
<p>⑬ 使ってよい時間や、持って行ってよい場所など、先生の指示や約束を守りましょう。</p> 	<p>⑭ 自分やだれかの個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレスなど)をインターネットにかきこんだり、データとして保存したりしないようにしましょう。</p> 	<p>⑮ 写真撮影や音、映像を録音・録画する際は、相手や先生の許可を得てから行いましょう。</p> 	<p>⑯ iPad(アイパッド)を使って、人を傷付けたり、人が見たときに嫌な気持ちになるような表現は行わないようにしましょう。</p> 
<p>⑰ 人の作品や表現を勝手にまねしたり、使ったりせず、許可をとったり、出典を明らかにしたりしましょう。</p> 	<p>⑱ インターネットやアプリケーションを使っている時に出てくる広告をタップしないようにしましょう。</p> 	<p>⑲ 正しい姿勢で、画面から30cmくらいは顔を離して使いましょう。</p> 	<p>⑳ 20分に1度は遠くの景色を20秒間ほど見るなどして目を休ませて使いましょう。</p> 

基本方針 1 情報活用能力の育成
具体的施策 4 体系化されたプログラミング教育の実施

**【現状及び取組の必要性】**

学習指導要領総則において、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を「各教科等の特質に応じて」、「計画的に実施すること」が明記され、小学校で必修化され、区でも、プログラミング教育推進校での実践研究の共有等や教員向けのプログラミング研修を実施し、着実に取組を進めているところです。

今後、プログラミング教材の充実や教員向けの研修の拡充を通して、発達段階に応じた体系化されたプログラミング教育を推進する必要があります。

**【目指すべき姿】**

「プログラミング教育モデルカリキュラム」を策定し、全区立小・中学校において、発達段階に応じた体系化されたプログラミング教育を実施することにより、児童・生徒のプログラミング的思考の育成を図ります。

**【実施内容】**

■プログラミング教育の実施

共通：総合的な学習、理科や算数等の教材を用いたプログラミング的思考の育成

小学校：算数科におけるプログラミング学習（第5学年）

理科におけるプログラミング学習の実施（6年生）

中学校：技術科・家庭科の技術分野のプログラミング学習の実施

■プログラミング研修の実施

プログラミング教育推進に向けて、教員向けプログラミング研修を教育課題別研修として実施します。

■「プログラミング教育モデルカリキュラム」の改定

「情報活用能力#東京モデル」\*やプログラミング教育の実践を踏まえ、「プログラミング教育モデルカリキュラム」を改定し、系統的かつ効果的に指導を実践し、プログラミング的思考の育成を図ります。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■プログラミング教育の実施	全小・ 中学校	実施				
■プログラミング研修の実施	全小・ 中学校	実施				
■「プログラミング教育モデルカリキュラム」の改定	教育指 導課	改定	周知・カリキュラムに沿った系統的な指導の実践			

【担当所管課】○教育指導課

基本方針 1 情報活用能力の育成
具体的施策 5 情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施

**【現状及び取組の必要性】**

文部科学省は「次世代の教育情報化推進事業（情報教育の推進等に関する調査研究）」を平成29（2017）年度から実施し、児童・生徒にはぐくむ情報活用能力を体系的に明確化し、教科等横断的な情報活用能力の育成に係るカリキュラム・マネジメントの在り方等について整理しました。

区においても、児童・生徒の情報能力を着実に育成していくために、各学校において策定される学校経営方針\*や指導計画において、ICT活用や情報教育についても考慮・反映がされたものとなるよう、教育委員会が積極的に学校に働きかけや支援を行っていく必要があります。

また、学校では、学校経営方針や指導計画を着実に実施し、校内の体制づくりや実践を通じた評価・改善を進め、体系化されたカリキュラム・マネジメントに努めていくとともに、学校ホームページや学校説明会等の機会を捉え、保護者や地域へ情報共有を行っていく必要があります。

**【目指すべき姿】**

各学校において策定される学校経営方針や指導計画を通して、ICT活用や情報教育について体系化されたカリキュラム・マネジメントに基づき、児童・生徒の情報能力を着実に育成していきます。

**【実施内容】**

**■情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施**

各学校で策定する学校経営方針や指導計画において、ICT活用や情報教育についても考慮・反映がされたものとなるよう、「めぐろ情報活用スキル ステップアップシート」や効果的な実践事例集との定期的な発信を通して、教育委員会が積極的に学校に働きかけや支援を行っていきます。

各学校は、学校経営方針や指導計画の策定・実施・評価・見直しを行うとともに、学校ホームページや学校説明会等の機会を捉え、保護者や地域に対して情報教育への理解促進のため、情報共有を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施	全小・ 中学校	実施 				

【担当所管課】○教育指導課



基本方針1 情報活用能力の育成
具体的施策6 先端技術の効果的な学習への活用

**【現状及び取組の必要性】**

文部科学省では、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」\*（令和元（2019）年6月）を策定し、新しい時代に求められる教育の在り方や、教育現場でICT環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用する意義と課題について整理するとともに、今後の取組方策がまとめられました。

区でも、一部の学校では、民間企業の協力を得てプログラミング教育の一環としてドローン\*を活用した授業を実施しています。

また、小学校第1学年から中学校第3学年までの全児童・生徒が各教科の知識・技能面の習熟・定着を図る家庭学習等においてeラーニング\*サービスを活用し、AIにより児童・生徒の学習履歴を分析し、苦手教科の把握、得意教科の伸長等、次の学びへのステップアップ教材等が提示され、児童・生徒が自身の学習傾向を確認しながら、自主的・主体的に学習を進めています。

このように学習において、先端技術や教育ビッグデータを活用することは、児童・生徒一人ひとりの成長の可視化や学びの動機付け、幅広い学びの充実、教師によるきめ細かい指導や支援の充実などに繋がり、学びを変革していく大きな可能性があることから、積極的に導入を検討する必要があります。

導入の検討に当たっては、学習における様々な課題を分析し、その課題の解決を支援する技術を技術の進展等を踏まえて適切に選択・導入することが重要となります。

**【目指すべき姿】**

先端技術や教育ビッグデータを積極的に学習へ活用し、児童・生徒の学習の幅を広げ、個別最適な学びや協働的な学びを実現します。

**【実施内容】**

■先端技術・教育ビッグデータの効果的な学習への活用

AIを活用した学習支援ツール\*、ドローン、3Dプリンタ\*、AR\*・VR\*などの様々な先端技術やeラーニングサービスによる学習履歴等の教育ビッグデータの学習活用について、民間企業等とも積極的に連携・協力を図りながら、導入の検討・検証を進めます。



実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■先端技術の効果的な学習への活用	全小・中学校	検討・教育開発指定校等での実証・導入				

【担当所管課】○教育指導課

<b>基本方針 2 支援を要する児童・生徒へのICTを活用した学びの充実</b>
<b>具体的施策 7 特別支援教育*等へのICT活用の推進</b>

**【現状及び取組の必要性】**

特別支援学級\*等に在籍する障害のある児童・生徒や外国籍・帰国等の理由により日本語の理解が十分でない児童・生徒等の指導上、特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、その障害の状況や特性に応じて、児童・生徒一人ひとりの教育的な課題やニーズに合わせた適切なデジタル教材等のICTを活用することで、学習上又は生活上における様々な困難を軽減することが期待できます。

また、ICTは「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現し、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育を実現するために不可欠のものであることから、ユニバーサルデザイン\*の観点からも、ICTの活用は大きな役割を果たすと考えられています。

**【目指すべき姿】**

ICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの障害の状況や特性に応じた「個別最適な学び」を実現します。

**【実施内容】**

**■特別な支援を要する児童・生徒に対しての効果的なICT活用の研究と実践**

障害のある児童・生徒や外国籍・帰国等の理由により日本語の理解が十分でない児童・生徒等の指導上、特別な支援が必要な児童・生徒に対してICTを活用した効果的な指導方法の研究し、実践・見直しを行うとともに、必要となる教材・アプリ等の検討・導入を図ります。

**■ユニバーサルデザインの視点からのICTを活用した授業づくりの推進**

だれにとっても分かりやすい（ユニバーサルデザイン）授業の視点から、ICTを活用した授業づくりについて教育指導課訪問や1・2・3年次研修授業観察等を通して、教育指導課・教育支援課からの指導・助言を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
<b>■特別な支援を要する児童・生徒に対しての効果的なICT活用の研究と実践</b>	特別支援学級・教室等設置校	検証・実践・教材順次導入				
<b>■ユニバーサルデザインの視点からのICTを活用した授業づくりの推進</b>	全小・中学校	実施				

**【担当所管課】** ○教育支援課、教育指導課

<b>基本方針 2 支援を要する児童・生徒へのICTを活用した学びの充実</b>
<b>具体的施策 8 学校へ通うことが困難な児童・生徒への学びの保障</b>

**【現状及び取組の必要性】**

様々な事情により、学校へ通うことが困難な児童・生徒に対して、学習機会を確保し、学びを保障することは非常に重要であり、特に不登校による学習等の遅れが、進路選択の妨げとなる場合もあることから、不登校児童・生徒の社会的な自立に向けての積極的な支援を行う必要があります。

区では、不登校の児童・生徒に対して、登校に向けた相談・支援を前提とし、各学校において学校内での別室指導やめぐろエミール学級などの学習の場を通して支援を行うとともに、eラーニングサービスによる自宅学習の支援、担任教員やスクールソーシャルワーカー\*等訪問支援を行っているところですが、ICTを活用した授業のオンライン配信や相談支援（体制）を実施することにより、学びの保障を行う必要があります。

また、感染症や災害等の発生に伴う学校休業等の際にも、授業のオンライン配信の実施等を通して学習機会を適切に確保する必要があります。

**【目指すべき姿】**

学校へ通うことが困難な児童・生徒への学習機会を適切に確保し、学びを保障します。

**【実施内容】**

■オンライン相談やオンライン学習の実施

対面で相談することの難しい児童・生徒に対して、各学校において児童・生徒や保護者の要望や相談に応じて、オンライン面談やオンライン学習を実施します。

■eラーニングサービスによる自宅学習支援

児童・生徒一人ひとりの進捗に合わせたeラーニングサービスによる自宅学習を支援します。

■オンライン授業の実施（学校休業等対応）

感染症や災害の発生等による学校休業等や様々な事情により学校に通うことが困難な児童・生徒に対して、ICTを活用した授業のオンライン配信や課題の配付により学びを保障します。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■オンライン相談やオンライン学習の実施	全小・ 中学校	実施				
■eラーニングサービスによる自宅学習支援	全小・ 中学校	実施				
■オンライン授業の実施（学校休業等対応）	全小・ 中学校	必要に応じて実施				

【担当所管課】○教育指導課、教育支援課

## 基本方針3 ICTを活用した指導力の向上

### 具体的施策9 教員向け研修の拡充

#### 【現状及び取組の必要性】

全ての子どもたちの可能性を引き出し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、ICTの活用は必要不可欠であり、対面指導に加え、発達段階や目的に応じた遠隔・オンライン教育による指導の充実を図ることにより、双方の良さを最大限生かし、教育の質の向上を図る必要があります。

区の教員のICTを活用した指導力は、全国・東京都平均を上回り一定の水準を満たしている状況ですが、児童・生徒に1人1台の情報端末が貸与され、指導方法が大きく変化していくことが予想されることから、さらなる研修の充実・指導力の向上が必要です。

また、学校現場において、教育の情報化を推進し、学校課題の解決にICTを有効的に活用していくためには、管理職がICT活用の有効性を理解し、リーダーシップを発揮し、校内体制づくりを進めることで、授業の改善や校務の両面でICTを最大限活用できるようことが求められています。

#### 【目指すべき姿】

管理職の適切なマネジメントの下、教員一人ひとりがICTの有効性を理解し、様々な学習場面に応じて、ICTを効果的に活用した指導を行います。

#### 【実施内容】

##### ■新補転補の管理職向けの学校ICTマネジメント研修の実施

新補転補の管理職を対象とした学校におけるICTの活用・推進を行うための研修を実施し、管理職がリーダーシップを発揮して学校全体でICT活用を推進する体制を整えます。

##### ■教員向けのICT活用研修の実施

教員のICT活用能力の実態や課題に応じて、研修回数・内容を拡充し、教員全体をICT活用指導力の向上を図ります。

##### ■上級スキルアップ研修の実施

ICT活用推進リーダー等を講師として、ICT活用の上級スキルアップを目的とした質の高い研修を実施することにより、各学校への技術・知識の還元を図ります。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■新補転補の管理職向けの学校ICTマネジメント研修の実施	全小・中学校及び全園	実施				
■教員向けのICT活用研修の実施	全小・中学校及び全園	実施				
■上級スキルアップ研修の実施	対象教員	実施				

【担当所管課】○教育指導課

### 【現状及び取組の必要性】

教科指導において、ICTを適切な場面やタイミングにおいて効果的に活用することは、児童・生徒の学習に対する積極性や意欲を高めるとともに、写真、音声、動画等の多様なツールを取り入れることにより、学習内容がよりわかりやすく表現できる効果が期待できます。

区では、児童・生徒が「いつでも」「どこでも」「だれとでも」自分に合った方法で学習用情報端末を利用した学習を進め、学習指導要領の着実な実施とICT機器の活用により、情報活用能力を着実に育成できるよう「目黒区版 GIGAスクール構想」を策定し、この構想に基づき、各学校においてICTを活用した指導を積極的に進めています。

また、各教科でICTを活用した授業の実践を促進し、その効果や課題の検証を行うため、区では、教育開発指定校を指定し、ICTを重点的に授業で活用するICT活用モデル校として位置付け、学識経験者等を招いた指導研修を通して、教科・領域の指導実践を積み重ね、その内容の検証を実施し、授業内容の改善・充実を図っていきます。

加えて、ICT機器を活用した授業に係る指導内容等を検討するため、各学校のICT活用推進リーダーの代表者を委員としたICT活用推進委員会を定期的に開催し、委員は「目黒区立学校 教員のICT活用能力向上プラン」に基づき、ICT機器を活用した好事例や課題等を共有することで、各学校の取組に還元していきます。

### 【目指すべき姿】

教員は、教育開発指定校の研究発表会等を通して、ICTを活用した効果的な教科・領域の指導実践について、区内外学校での研究成果を共有し、学習用情報端末を手段として「いつでも」「どこでも」「だれとでも」という視点を持ち、児童・生徒の学びをデザインします。

児童・生徒は、学びを進めていく中で、問題解決のために学習用情報端末活用の必要性を感じ、解決のために適切なツールを選択し、学習用情報端末を「文房具」のように活用します。

### 【実施内容】

#### ■教育開発指定校における研究

令和3（2021）年度から、碑小学校を教育開発指定校とし、学識経験者等を招いた指導研修を通して、教科・領域の指導を実践し、研究成果を発表します。

#### ■教科指導におけるICT活用授業の実践

各小・中学校の各教科指導において、学習目標やめあてに沿ったICTを活用した授業の実践を積極的に進めます。

#### ■ICTに関する指導資料等の活用

ICT活用推進委員会で作成した「目黒区 授業改善の手引き～情報端末の利活用編～」等の指導資料を作成し、効果的な指導事例を共有することで、各学校のICT機器を活用した授業改善を推進します。

実施内容		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
■教育開発指定校における研究	開発指定校・各学校	研究発表	研究成果を各学校で実施			
■教科指導におけるICT活用授業の実践	全小・中学校	実施				
■ICTに関する指導資料等の活用	全小・中学校	実施				

【担当所管課】○教育指導課

どこでも：校外学習で利用



どこでも：体育館で利用



いつでも：様々な教科で利用



だれとでも：オンライン授業で利用

## 基本方針4 学校サポート体制の充実

### 具体的施策1-1 学校サポート体制の充実

#### 【現状及び取組の必要性】

文部科学省は、学校におけるICT活用を推進するためには、教員の業務負担が増加しないよう外部専門スタッフの活用も含めた対応を講じる必要があるとしています。

現在、学校には、校務系システムや児童・生徒1人1台の情報端末、大型提示装置など、多くのICT機器が整備されることで、操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の授業準備やトラブル対応等の新たな業務が発生し、教員の負担の増加につながっています。

この状況を解消するために、区では、学校のICT推進を専門的にサポートするICT支援員や児童・生徒1人1台の情報端末を定着・活用するためのGIGA支援員を配置して、教員と連携・協力しながら授業における効果的なICTの利活用を進めています。

合わせて、ICT機器の故障やトラブル等に即時に対応するヘルプデスクの設置も行っているところです。

教員の負担を軽減し、学校におけるICT活用を推進していくためには、システム保守事業者（ハード及びソフト面）・ICT支援人材（人材）、ヘルプデスク（サポート総合窓口）等を一体的となった運用体制を整えていくとともに、全校へのICT支援人材の訪問回数や各校の状況に合わせた支援内容の充実等を図る等、学校へのサポート体制の充実に取り組んでいく必要があります。

#### 【目指すべき姿】

システム保守事業者・ICT支援人材、ヘルプデスク等を一体的となった運用体制を整え学校のサポート体制を充実させ、教員の負担を軽減します。

#### 【実施内容】

##### ■学校サポート体制の充実

学校におけるICT活用を推進していくためには、システム保守事業者・ICT支援人材、ヘルプデスク等を一体的となった運用体制を整えていきます。

また、全校へのICT支援人材の訪問回数を拡充し、各校の状況に合わせた支援内容の充実に取り組んでいきます。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■学校サポート体制の 充実	全小・中学校・教育 指導課、学校 ICT課					

【担当所管課】○教育指導課、学校ICT課

## 基本方針5 校務事務の情報化の推進

### 具体的施策12 教材データの共有化

#### 【現状及び取組の必要性】

教員は、児童・生徒に分かりやすい授業を展開するため、教科部会を通じた教科ごとの研究や、教員間同士の情報連携を通して、学習の狙いを明確にしたよりよい指導案や学習教材作りに励んでいます。

現在、クラウドサービスの共有ドライブ機能を活用することにより、学校内だけではなく、全学校で教材、指導案、資料やコンテンツを共有できる環境が整っており、他の教員の優れた教材を自身の教材づくりの参考とすることで、教材の質が高まり、よりよい授業を行うことが可能となります。

また、教材等を共有することで教材作成の効率化が図られ、教員の負担軽減にもつながることが期待できます。

著作権等に配慮するとともに、共有ドライブ機能を生かし、学校間での教材等データの管理運用のルールづくりを進め、教材等の共有化を推進していく必要があります。

#### 【目指すべき姿】

教材等を区内学校間で共有することにより、教材作成の効率化と教員の負担軽減を実現し、全小・中学校でより良い授業を実施します。

#### 【実施内容】

##### ■教材データの共有化

クラウドサービスの共有ドライブ機能を活用し、学校内だけではなく、全学校で教材等のデータを共有できるよう管理運用に関するルール作りを進めます。



実施内容	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
	(2022)年度	(2023)年度	(2024)年度	(2025)年度	(2026)年度
■教材データの共有化 全小・中学校・ 教育委員会	ルール 策定	教材データの共有化			

【担当所管課】○教育指導課



## 基本方針5 校務事務の情報化の推進

### 具体的施策13 学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進

#### 【現状及び取組の必要性】

文部科学省から「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について（通知）」（令和2（2020）年10月）が発出され、押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を進めることは、迅速で正確な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減にも大きく寄与するものであることから、早期に検討・実現を推進することが求められました。

区では、令和3（2021）年10月より、クラウドサービスを利用した学校・園と保護者間における双方向の連絡手段についてデジタル化を図ったところです。

迅速で正確な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減するためには、利用者である保護者に対して周知徹底を図り、目的を共有化することで利用率を向上する必要があります。

また、連絡手段のデジタル化ツールを利用ができない保護者等については、各学校において家庭の状況に配慮しつつ、個別の対応を行うなど、情報共有を行います。

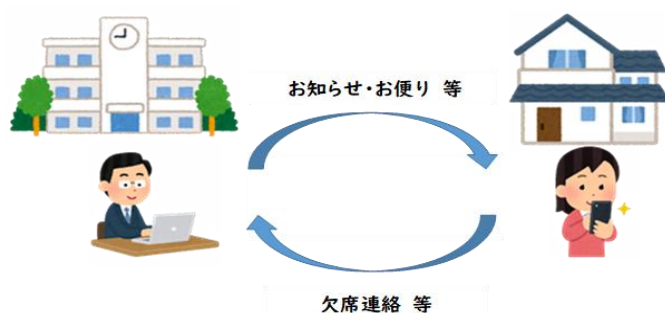
#### 【目指すべき姿】

学校・園と保護者等間における双方向の連絡手段についてデジタル化について、多くの保護者の方に理解・利用していただくことにより、迅速で正確な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担を軽減します。

#### 【実施内容】

##### ■学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進

利用者となる保護者の方に理解・利用していただくために、教育委員会と学校が連携し、簡易的な登録方法や利用方法・効果を周知することにより、利用率の向上を図ります。



実施内容		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
■学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進	全小・中学校・園	運用	検討運用	システム更新	新システム運用	

【担当所管課】○学校ICT課、教育政策課、教育指導課、学校運営課

基本方針5 校務事務の情報化の推進

具体的施策14 学校徴収金管理システムの導入

【現状及び取組の必要性】

区立学校における学校徴収金業務（保護者負担の教材費・給食費等の収支管理）においては、教職員の負担軽減と会計事故防止の一層の徹底を図ることを目的として、学校徴収金の徴収・管理等一連の業務を一体的に管理できる機能を有するシステムを導入することとして、令和3（2021）年度から中学校で運用を開始し、令和4（2022）年度からは、小学校で運用を開始する予定です。

また、システムの導入を契機として、作業手順等の見直しによる学校徴収金業務の効率化を図るとともに、望ましい校務運営の観点から、作業分担の見直しを行うことで教職員の負担軽減を図ります。

【目指すべき姿】

学校徴収金管理システムを導入し、作業手順等や作業分担を見直すことにより、教職員の負担軽減と会計事故防止の一層の徹底を図っていきます。

【実施内容】

■学校徴収金管理システムの導入及び運用

令和3（2021）年度から中学校で運用を開始、令和4（2022）年度から小学校で運用を開始します。運用を通して作業手順や実施手法を見直し、学校徴収金業務の効率化を図ります。

なお、次期システムの更新に当たっては、学校・園における教職員の負担軽減を推進する観点から、徴収金の効率的な徴収・管理の在り方について、関係所管と連携し、必要な検討を行っていきます。

■学校徴収金業務の作業分担の見直し

各校の運用実態を踏まえ、教職員それぞれの専門性が発揮される作業分担への見直しについて検討・実施します。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■学校徴収金管理システムの導入及び運用	全小・中学校	実施	検討	システム更新	新システム運用	
■学校徴収金業務の作業分担の見直し	教育政策課	作業分担の検証・検討・見直し				

【担当所管課】○教育政策課

## 基本方針6 働き方改革の推進

### 具体的施策15 教職員出退勤管理システムによる教職員の勤務時間の実態把握

#### 【現状及び取組の必要性】

教員が授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を構築することは、新しい時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくために必要不可欠であり、学校運営の持続可能性を高める観点からは、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、執務環境を整備し、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があります。

区では、令和3（2021）年度より、小・中学校に教職員出退勤管理システムを導入し、各学校の勤務時間の把握を行っています。教育委員会では、管理職が教職員の勤務時間を適切に把握し、教職員一人ひとりがタイムマネジメント意識した勤務を行うことを促すとともに、保健指導等、教職員の健康確保に向けた取組を行うことにより、時間外在校等時間の縮減や健康管理の徹底について周知・啓発を行っています。

#### 【目指すべき姿】

管理職が教職員の勤務時間を適切に把握し、教職員一人ひとりがタイムマネジメントを意識した働き方を行うことにより、教材研究や授業時間等に集中し、児童・生徒と向き合う時間を確保します。

#### 【実施内容】

##### ■教職員の勤務時間の実態把握

教職員の勤務時間の実態について実態の把握を行い、管理職の業務改善等のマネジメントを促すとともに、教職員一人ひとりがタイムマネジメント意識した働き方を進め、各学校・園の働き方改革に関する取組の好事例については、学校・園間の共有を図ります。

##### ■教職員の健康確保に向けた取組の実施

過重労働による健康障害防止対策として、保健指導等、教職員の健康確保に向けた取組を行うことにより、時間外在校等時間の縮減や健康管理の徹底について周知・啓発に努めます。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■教職員の勤務時間の実態把握	全小・中学校、全園	運用・勤務時間の把握				
■教職員の健康確保に向けた取組の実施	教育指導課	実施				

【担当所管課】○教育指導課

基本方針6 働き方改革の推進  
 具体的施策16 幼稚園・こども園におけるICTを活用した園務改善

【現状及び取組の必要性】

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を持っており、幼稚園教育指導要領等に基づき、各園の創意工夫を生かした質の高い教育の実践が求められており、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を手掛かりとし、幼稚園・こども園と小・中学校がそれぞれの教育について理解を深めることで、見通しをもった連続性のある学びを実現することができます。

幼児教育の質の向上を図るためには、資質・能力をはぐくむための効果的な環境の在り方について検討を行う必要があります。幼児期は直接的・具体的な体験が重要であることを踏まえ、ICT等の特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的・具体的な体験をさらに豊かにするための工夫をしながら活用するとともに、幼稚園・こども園における業務のICT化を推進することにより、教員の負担軽減を図ることが必要です。

【目指すべき姿】

幼稚園・こども園の業務のICT化を推進することで教員の負担軽減を図り、各園の創意工夫を生かした質の高い教育を実践していきます。

【実施内容】

■幼児教育におけるICTを活用した創意工夫ある教育の推進

「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を手掛かりとし、幼稚園・こども園と小・中学校がそれぞれの教育について理解を深め、連続性のある学びにつなげていくため、幼児教育においても、発達段階に応じた様々な場面において、ICTを活用した創意工夫のある教育を進めていきます。

■園務におけるICT化の検討及び導入

園務業務負担軽減のため、出席簿・指導要録の作成、園児の登降園状況や教職員の勤務スケジュールの管理など園務業務におけるICT化により効率化・有効化できる業務を整理し、導入を進めます。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■幼児教育におけるICTを活用した創意工夫ある教育の推進	全園	機器整備		検証・検討・順次実施		
■園務におけるICT化の検討及び導入	教育指導課、学校ICT課、学校運営課、DX戦略課	業務の整理・システム検討		導入・運用		

【担当所管課】○学校運営課、教育指導課、学校ICT課、DX戦略課

<b>基本方針6 働き方改革の推進</b>
<b>具体的施策17 多様な働き方への対応</b>

**【現状及び取組の必要性】**

厚生労働省は、育児や介護等の働く人の置かれたそれぞれの状況に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指して働き方改革を推進しています。

民間企業等では、時間外労働の削減、育児や介護と仕事の両立の一助となる等、労働者にとって仕事と生活の調和を図ることが可能となること、また、感染症や災害等の緊急時における業務継続の視点から、テレワークの導入が加速度的に進んでいます。

このような状況は、教育現場においても同様であり、教員の家庭と仕事の両立を支援し、教員が健康でやりがいをもって勤務できる環境を作っていくことが求められており、テレワークを導入する自治体も増加しています。

しかしながら、校務業務においては、児童・生徒の個人情報も多く取り扱っていることから、情報セキュリティを確保したシステム構築等や運用面でのルール作りを慎重に検討する必要があります。

※この取組は、教員の多様な働き方を推進するための取組です。

**【目指すべき姿】**

教員が時間や場所にとらわれず柔軟に業務ができるテレワーク環境を整備します。

**【実施内容】**

- テレワークで必要となる校務系システム業務の整理・分別  
 テレワークで必要となる校務系システム業務の整理・分別を行います。
- テレワークの運用方法・ルール策定  
 テレワークの運用方法、ルール等を策定します。
- 情報セキュリティを確保したテレワークシステムの検討  
 テレワークを実現するためには、大幅なシステム改修が必要となることから、次期校務系システム更改時に合わせて、情報セキュリティを確保したシステムの検討を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■テレワークで必要となる校務系システム業務の整理・分別	教育指導課	校務業務の整理・分別		実施		
■テレワークの運用方法・ルール策定	教育指導課	検討	ルール策定	実施		
■情報セキュリティを確保したテレワークシステムの検討	学校ICT課	検討		システム導入・運用		

【担当所管課】○教育指導課、学校ICT課

## 基本方針6 働き方改革の推進

### 具体的施策18 会議・研修等のオンライン化の推進

#### 【現状及び取組の必要性】

文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成28（2016）年度）においては、教員の厳しい勤務実態が明らかとなりました。これを受けて、文部科学省は、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31（2019）年1月）を取りまとめ、区でも目黒区立学校（園）における働き方改革実行プログラム\*を策定し、取組を進めています。

学校・園における働き方改革の目的は、教員自身がこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を可能とすることです。

そのため、教員の働き方改革と学校の教育活動を充実させるための校・園長会や副校・園長会を始め、各種委員会、主任会等の会議への出席や教員の資質・能力及び専門性の向上のための各種職層研修や課題別研修、研究発表会等への参加を両立させる必要があります。

会議・研修等の回数や内容等を精選するとともに、開催方法は、ICTを活用し、積極的にオンラインやeラーニング開催を取り入れることにより、自校から会場への移動時間や移動に伴う労力の軽減を図ります。

#### 【目指すべき姿】

会議・研修等の回数や内容等を精選するとともに、開催方法として積極的にオンラインやeラーニング開催を取り入れ、教員の移動時間と移動に伴う負担の軽減と子どもと向き合う時間を創出します。

#### 【実施内容】

##### ■会議・研修等のオンライン・eラーニング開催

会議や研修の開催方法として、積極的にオンラインやeラーニング開催を取り入れます。

##### ■ライセンスの調達

国、都、区のオンライン会議の動向を踏まえ、オンライン会議が可能となるよう、最適なライセンスの調達を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■会議・研修等のオンライン、 eラーニング開催	教育委員会	実施				
■ライセンスの調達	教育指導課	検討・順次実施				

【担当所管課】○教育指導課、学校ICT課

基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備

具体的施策19 児童・生徒1人1台情報端末の更新等

【現状及び取組の必要性】

区では、令和3（2021）年2月に区立全小・中学校児童・生徒1人1台の情報端末を整備（リースによる調達）し、学校内外を問わず「いつでも」「どこでも」「だれとでも」学習等に活用できるようにするため、通信方法については、LTE通信を採用しました。

児童・生徒が安全・安心に学習に活用できるよう、Webフィルタリング\*の設定、アプリのダウンロードの制限など、情報端末の利用制限を行っており、教職員からは、児童・生徒の学習のため、発達段階に応じて情報端末の制限や運用ルールの見直しを行っていく必要があるとの意見も上がっており、情報セキュリティを確保した上で、教員の負担軽減や児童・生徒の情報活用能力の育成に資するものとなるよう、学校現場の意見を踏まえ、見直しを行う必要があります。

また、現行の情報端末は、令和7（2025）年度にリース期間が満了することから、LTE通信料等のコストが過剰にならないよう、学習に必要な通信量について情報端末の活用状況等から検証を行うほか、校内の通信環境とあわせて整理・検討を進めていきます。

情報端末の選定に当たっては、現行機器で蓄積した学習データが継続して利用可能であることはもちろんのこと、小・中学校における多様な学習活動の実態や周辺機器の活用状況に加え、その時点でのICT技術の進歩等も勘案し、時代に則した最適な機器の選定を行います。

なお、国が検討を進めているBYOD\*（私用情報端末の自由持ち込み）やBYAD\*（情報端末の指定購入）への移行の可能性についても、情報収集・確認しながら検討を行います。

【目指すべき姿】

情報端末の制限や運用ルールの見直しを行っていくとともに、次期情報端末の更新に向け調達及び保守運用コストに配慮した検討を行い、調達を行います。

【実施内容】

■情報端末の設定・運用ルールの見直し

教員の負担軽減や児童・生徒の情報活用能力の育成に資するものとなるよう、学校現場の意見を踏まえ、情報セキュリティを確保した上で、設定や運用ルールの見直しを行います。

■児童・生徒1人1台情報端末の更新

情報端末更新にかかる国及び他自治体の状況について情報収集し、更新に係る方向性を検討します。調達及び整備に関するスケジュールを作成し、スケジュールに基づいて業者選定及び調達等を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■情報端末の設定・運用 ルールの見直し	学校ICT課・ 教育指導課	実施				
■児童・生徒1人1台情 報端末の更新	学校ICT課	情報収集・課題整理・検討			実施	

【担当所管課】○学校ICT課、教育指導課

基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備
具体的施策20 学校のICT環境整備の推進【実施計画事業】

**【現状及び取組の必要性】**

文部科学省は、令和2（2020）年度からの学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境についての整備方針となる「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」（平成29（2017）年12月）を策定しており、区では当該方針の内容を踏まえた実施計画に基づき、区立小・中学校におけるICT環境の整備を順次行ってきました。

令和3（2021）年2月には、文部科学省のGIGAスクール構想に基づく児童・生徒1人1台の情報端末の区立全小・中学校31校への整備が完了し、この端末の整備に伴って利活用の増大が見込まれる大型提示装置等のICT機器の整備拡充の実現が求められています。

今後のICT環境の整備に当たっては、教育活動における機能面の充実はもちろんのこと、1人1台の情報端末とのハード・ソフト両面において親和性が高く、区の児童・生徒数増加に伴って毎年度実施している普通教室化工事や「目黒区学校施設更新計画」に基づく校舎改築に伴う移設作業等における可搬性に優れた大型提示装置とし、少人数学級指導や体育館、その他の教室における教育活動にも十分な数量の機器を各校に対して計画的かつ効果的に整備することが重要です。

**【目指すべき姿】**

区立全小・中学校において、GIGAスクール構想を前提としたICT機器（指導者用端末、大型提示装置等）を整備することにより、クラウドサービスの利用や遠隔・オンライン教育にも適合した学校のICT環境を実現します。

**【実施内容】**

■学校のICT環境整備の推進

実施計画に基づき、区立全小・中学校のICT機器（指導者用端末、大型提示装置等）を順次更新し、GIGAスクール構想を前提としたクラウドサービスの利用や遠隔・オンライン教育に適合したICT環境を整備します。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■学校のICT環境整備の推進	全小・ 中学校	業者選定	実施計画に基づき機器更新			

【担当所管課】○学校ICT課



## 基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備

### 具体的施策2-1 通信ネットワークの最適化【実施計画事業】

#### 【現状及び取組の必要性】

文部科学省はGIGAスクール構想を掲げ、令和時代における学校のスタンダードとして、令和2（2020）年度中に児童・生徒1人1台の情報端末の整備を目指すとともに、学校内の高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進してきました。

区では、このGIGAスクール構想に基づき、令和3（2021）年2月に区立全小・中学校において、「いつでも」「どこでも」「だれとでも」学習に活用できるよう、LTE通信を採用して1人1台の情報端末の整備を行いました。

今後は、情報端末からWebサイトの閲覧だけでなく、クラウドサービスにアクセスし、クラウドサービス上のデータ、各種サービスの活用が前提となることから、通信量の増大が続くことが予想されます。このため、快適な通信環境確保とコストの両面を勘案し、LTE通信と従来の校内LANとの併用を視野に入れ、老朽化が進む校内LANの再構築はもちろんのこと、学校外とつなぐネットワークの高速大容量化を図る必要があります。

また、学校は災害時における地域の避難所として位置付けられており、避難者に正確な災害情報等を提供する観点を含め、ネットワーク環境の拡張性についても合わせて検討を行う必要があります。

#### 【目指すべき姿】

児童・生徒・教職員が快適かつ安定的にネットワークを使用できるよう、老朽化が進む校内LANを再構築するとともに、高速なインターネット通信サービスを導入し、学校の通信ネットワークの最適化を図ることにより、クラウドサービスの利用や遠隔・オンライン教育を推進していきます。

#### 【実施内容】

##### ■校内LANの再構築

実施計画に基づき、令和5（2023）年度から順次校内LANの再構築を行い、計画的に学校内の通信ネットワークの改善を図っていきます。

##### ■インターネット接続回線の見直し

実施計画に基づき、令和5（2023）年度に新たなインターネット接続業者の選定を実施し、学校外とつなぐ通信ネットワークの高速大容量化を図ります。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■校内LAN再構築	全小・ 中学校	検討	実施計画に基づき順次再構築			
■インターネット接続回線見直し	全小・ 中学校	回線の見直し	実施			

【担当所管課】○学校ICT課

## 基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備

### 具体的施策2.2 効果的・効率的なICT環境の整備

#### 【現状及び取組の必要性】

区では、「目黒区学校施設更新計画」に基づき、令和4（2022）年度から学校施設の更新を順次行っていくこととしています。新校舎の計画においては、ICTを活用した授業や遠隔オンライン学習の実施など新しい時代の学びに適合する学校環境整備のため、教室のあり方や机等の什器類、ネットワーク環境、電源等の仕様などについて検討する必要があります。また、施設の更新時期においても児童・生徒の学びを保証するために、旧校舎⇒仮校舎⇒新校舎への校内ネットワークを含むICT機器の移設が必要となります。

さらに、近年、児童・生徒数の増加による普通教室不足への対応や小学校内学童保育クラブ新設への対応に係る特別教室等の改修工事が毎年度複数の学校で行われており、工事に伴うLAN配線の敷き直し、ICT機器の移設等の対応を適切に行う必要があります。

このような状況を踏まえ、関係所管において緊密に連携・協力し、効果的・効率的なICT環境整備を進めます。

#### 【目指すべき姿】


学校を取り巻く状況の変化に対応しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現できる新しい時代にふさわしいICT環境整備を効果的・効率的に実施していきます。

#### 【実施内容】

##### ■効果的・効率的なICT環境の整備

区立学校における標準的な各教室等の仕様を取りまとめた「目黒区学校施設更新設計標準（仮称）」\*に基づき、新しい時代にふさわしいICT環境整備を実施していきます。

実施に当たっては、学校施設更新における仮校舎や新校舎への移転、児童・生徒数増加等や小学校内学童保育クラブ設置に伴う教室改修等について、事前に必要な作業の洗い出しを行うことにより、各学校の状況に対応した効果的・効率的な整備手法を検討していきます。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■効果的・効率的なICT環境の整備	学校施設更新関係所管課					

【担当所管課】○学校施設計画課、学校ICT課、学校運営課

基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備
具体的施策23 学習系・校務系システムの最適化

**【現状及び取組の必要性】**

総務省の「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」\*（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）や文部科学省の「次世代学校支援モデル構築事業」\*（平成29（2017）年度～30（2018）年度実施）、「GIGAスクール構想」、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」などを踏まえ、データ活用・連携の在り方の検討やデータに基づいた学校運営等の有効性等を実現するために検討を進めていく必要があります。

令和6（2024）年度に機器更新を予定している次期校務系システムでは、クラウドサービスの活用を前提とした効果的かつ効率的な必要最小限の機器構成や、文部科学省から示された校務系・学習系のネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制限を前提としたネットワーク構成を目指し、システム全体の構成を検討していく必要があります。

また、教員の働き方改革の観点からも、教員自身が家庭と仕事の両立を支援し、教員が健康でやりがいをもって勤務できる環境を作っていくことが求められており、自宅等においても、情報セキュリティを確保しつつ、校務事務や教材作成などの業務が行えるシステム構成を検討する必要があります。

**【目指すべき姿】**

校務系システム更改に当たっては、クラウドサービスやICTの仮想化技術\*、認証技術\*などを効果的に活用し、将来的な校務系システムと学習系システムの統合やテレワークの推進を見据え、管理・運用の効率化及び教職員の時間や場所の有効活用等が可能となるシステム構成とし、学校全体のシステムの最適化を図ります。

**【実施内容】**

■次期校務系システム整備

令和6（2024）年9月更改予定の校務系システムについて、令和3年度に実施したRFI\*に基づき、システム構成についての検討やテレワークの検証を進め、令和5年度に業者選定を実施し、計画的に次期校務系システムの構築・整備を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■次期校務系システム整備	学校ICT課、 教育指導課		検討	実施		

【担当所管課】○学校ICT課、教育指導課

基本方針 8 情報セキュリティの向上
具体的施策 2 4 情報セキュリティ対策の実施

**【現状及び取組の必要性】**

文部科学省は十分な情報セキュリティ対策を講じることは、教員及び児童・生徒が、安心して学校においてICTを活用できるようにするために必要不可欠であるとし、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成29(2017)年10月)を策定しました。

区でも、令和元年度に本ガイドラインに則った「教育情報セキュリティ対策基準」を策定し、令和2(2020)年度から学校の情報資産を適切に保護・利用することを目的とした情報セキュリティ研修や監査を実施しています。

組織として情報セキュリティレベルを維持・向上するため、継続的に研修を実施するとともに、情報セキュリティの脅威や技術等の変化、監査や自己点検の結果等を踏まえ、定期的に対策基準の見直しを行う必要があります。

**【目指すべき姿】**

教員が学校の情報資産を取り扱う際に遵守すべき事項を理解し、保護・利用するとともに、情報セキュリティインシデント\*発生時の被害を最小限に留めるため、適切な初動対応が行えるようにします。

**【実施内容】**

■情報セキュリティ研修の実施

毎年度、情報セキュリティについて教員悉皆研修を実施します。

■監査・自己点検の実施

毎年度、監査対象校を指定し、学校現場における情報セキュリティの状況について監査を実施し、その結果を他の学校に共有するとともに、各学校において自己点検を実施します。

■教育情報セキュリティ対策基準の見直し

情報セキュリティ上の脅威の拡大や技術等の進歩、監査や自己点検の結果等の状況を踏まえ、定期的に対策基準の見直しを行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■情報セキュリティ研修の実施	全教員	実施				
■監査・自己点検の実施	監査対象校及び全小・中学校・全園	実施				
■教育情報セキュリティ対策基準の見直し	学校ICT課	適宜必要に応じて見直し				

【担当所管課】○学校ICT課、教育指導課

### 3 具体的施策一覧

具体的施策	取組内容	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
①発達段階に応じたICTを活用した学習の推進	めぐる情報活用スキル ステップアップシート の周知・活用	周知・活用				
	効果的な指導実践事例の定期的な情報発信	定期的に情報発信				
	授業公開等を通じた保護者や地域との情報共有	授業公開等を通じた情報発信・共有				
②デジタル教科書・教材の充実	デジタル教科書の効果的な活用(学習者用)	検証・導入検討	小学校導入(令和6年度)・活用 中学校導入(令和7年度)・活用			
	良質なデジタルコンテンツ・追加アプリケーションの導入	検証・検討・順次導入				
③情報モラル教育の推進	情報モラル研修の実施	実施				
	情報モラル教育の実施	実施				
	情報端末使用に係る健康面への指導	実施				
	情報端末等の使用に関する指針の活用	実施				
	保護者等への理解促進	適切な情報提供による理解促進				
④体系化されたプログラミング教育の実施	プログラミング教育の実践	実施				
	プログラミング研修の実施	実施				
	「プログラミング教育モデルカリキュラム」の改定	改定	周知・カリキュラムに沿った系統的な指導の実践			
⑤情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施	情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施	実施				
⑥先端技術の効果的な学習への活用	先端技術の効果的な学習への活用	検討・教育開発指定校等での実証・導入				
⑦特別支援教育等へのICT活用の推進	特別な支援を要する児童・生徒に対しての効果的なICT活用の研究と実践	検証・実践・教材順次導入				
	ユニバーサルデザインの視点からのICTを活用した授業づくりの推進	実施				
⑧学校へ通うことが困難な児童・生徒への学びの保障	オンライン相談やオンライン学習の実施	実施				
	eラーニングサービスによる自宅学習支援	実施				
	オンライン授業の実施(学校休業等対応)	必要に応じて実施				
⑨教員向け研修の拡充	新補転補の管理職向けの学校ICTマネジメント研修の実施	実施				
	教員向けのICT活用研修の実施	実施				
	上級スキルアップ研修の実施	実施				
⑩教科指導におけるICT活用の推進	教育開発指定校における研究	研究発表	研究成果を各学校で実施			
	教科指導におけるICT活用授業の実践	実施				
	ICTに関する指導資料等の活用	実施				

具体的施策	取組内容	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
⑪学校サポート体制の充実	学校サポート体制の充実	運用体制の検討・充実				
⑫教材データの共有化	教材データの共有化	ルール 策定	教材データの共有化			
⑬学校・園と保護者等間における 連絡手段のデジタル化の推進	学校・園と保護者等間における連絡手段の デジタル化の推進	運用	運用 検討	システム 更新	新システム運用	
⑭学校徴収金管理システムの導 入	学校徴収金管理システムの導入及び運用	実施	検討	システム 更新	新システム運用	
	学校徴収金業務の作業分担の見直し	作業分担の検証・検討・見直し				
⑮教職員出退勤管理システムに よる教職員の勤務時間の実態把 握	教職員の勤務時間の実態把握	運用・勤務時間の把握				
	教職員の健康確保に向けた取組の実施	実施				
⑯幼稚園・こども園におけるICT を活用した園務改善	幼児教育におけるICTを活用した創意工 夫ある教育の推進	機器整備	検証・検討・順次実施			
	園務におけるICT化の検討及び導入	業務の整理・ システム検討	導入・運用			
⑰多様な働き方への対応	テレワークで必要となる校務系システム業 務の整理・分別	校務業務の整理・分別	実施			
	テレワークの運用方法・ルール策定	検討	ルール 策定	実施		
	情報セキュリティを確保したテレワークシス テムの検討	検討	システム導入・運用			
⑱会議・研修等のオンライン化の 推進	会議・研修等のオンライン、eラーニング開 催	実施				
	ライセンスの調達	検討・順次実施				
⑲児童・生徒1人1台の情報端末 の更新	情報端末の設定・運用ルールの見直し	実施				
	児童・生徒1人1台情報端末の更新	情報収集・課題整理・検討			実施	
⑳学校のICT環境整備の推進 【実施計画事業】	学校のICT環境整備の推進	業者 選定	実施計画に基づき機器更新			
㉑通信ネットワークの最適化 【実施計画事業】	校内LAN再構築	検討	実施計画に基づき順次再構築			
	インターネット接続回線見直し	回線の見直し	実施			
㉒効果的・効率的なICT環境の 整備	効果的・効率的なICT環境の整備	学校施設更新関係所管課による連携・実施				
㉓学習系・校務系システムの最 適化	次期校務系システム整備	検討	実施			
㉔情報セキュリティ対策の実施	情報セキュリティ研修の実施	実施				
	監査・自己点検の実施	実施				
	教育情報セキュリティ対策基準の見直し	適宜必要に応じて見直し				